

「美唄市農業ビジョン」(素案)に対するご意見と市の考え方

区 分	意 見	市の考え方
<p>ビジョン全体を通じたもの</p>	<p>「美唄市農業ビジョン」について(意見)</p> <p>平成22年の本市の農家戸数は790戸、総世帯に占める割合は7.2%、これは10年前に比べ46%減少しています。農家は、経営面積が30アール以上販売額が50万円以上の販売農家が89%、自給的農家は11%です。耕地面積はほとんど変わりませんが、経営面積は1戸当たり10~20haが一番多く39.4%を占めています。農業産出額は71億5千万円(平成18年)で米67%、麦類10%、野菜8.7%、雑穀・豆類8.4%などとなっています。農産物販売金額は、1000万円~2000万円の農家が一番多く30.5%を占めています。農業就業人口は1668人、65歳以上が35.2%です。経営形態は法人が3.9%、個人経営が96.1%と圧倒的に多くなっています。</p> <p>「美唄市農業プラン」は、農業・農村の現状と課題をもとに、「農業経営の体質強化と安定化の推進(6つの施策)」と「消費者に信頼される産地づくりの推進(3つの施策)」の2つの基本方針を掲げています。このビジョンには概ね賛成ですが、集落営農と地域資源を活かした農業者の創意工夫凝らした取り組みを強調したいと思います。農業・農村の状況は、農家戸数が減少し高齢化が進行するなど、農業の持続的な発展が危惧されています。また、耕作放棄地の増加や稼働率の低い農業機械も存在しています。このため、将来にわたり農業を継続できる担い手を確保し、集落の資源(農地、機械・施設、</p>	<p>本ビジョンに対して、概ねのご賛成をいただきましたこと、ありがとうございます。</p> <p>本ビジョンは、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく新たな農業政策の導入やWTO農業交渉やEPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)に加えTPP(環太平洋連携協定)に関する動きなど、様々な国内・国際情勢の変化に対応しながら、「びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)」の都市像である『食・農・アートが響き合う緑のまち美唄 ~市民のハーモニーで創る美しき唄のまちを目指して~』の実現に向けて、本市農業・農村が将来にわたり持続的に発展する基幹産業としていくことを目的としています。</p> <p>目的の実現に向け、ビジョンでは本市の農業・農村を取り巻く現状と課題を明確にし、その対応策となる農業施策の基本方針を「農業経営の体質強化と安定化の推進」と「消費者に信頼される産地づくりの推進」とし、創意と工夫により主体的に取り組む農業・農村づくりを進め、『市民と消費者の信頼に支えられた産地』を本市農業の目指す姿としました。</p> <p>なお、農業は国の政策などに大きく左右されることから、その動向を注視し、本ビジョンは、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行うこととしております。</p>

	<p>労働力)を十分に活かす仕組みである集落営農が必要となっています。</p> <p>政府は「食料・農業・農村基本計画」を決定しましたが、地域農業の振興にあたっては、国レベルの政策、解決策が大きく関連してきます。これについては、以下のような農業・農村政策が地域の課題解決に有効性があると考えます。</p>	
<p>その他 (国の計画・施策に関すること)</p>	<p>1 食料・農業・農村基本計画</p> <p>政府は2010年3月、「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、2020年度の食料自給率をカロリーベースで50%とする目標を掲げました。2008年度実績に比べ9ポイント引き上げる計画になっています。「国家戦略」として「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造をめざすことが必要としています。大規模農家中心の支援を転換し、すべての販売農家を対象にして生産に必要な費用(生産費)と販売価格の差額を補てんする戸別所得補償の創設、安全・安心にそった生産体制とリスク管理、農産物の加工・直売・体験交流などで付加価値を高める「6次産業化」などを政策の柱にあげています。50%を実現するために必要な農地面積は2009年の実績をほぼ維持。主食用米の生産は減るものの、パンやめんに使う米粉用50万トン、飼料用の米を70万トンにするなど稲作は大幅に増やします。麦類は水田二毛作で2倍化、大豆も水田転作で2倍以上の増産計画となっています。野菜や果物、畜産物は現状維持を保っています。</p> <p>基本計画は、「大幅な政策の転換」をいい、自給率向上への意欲を示したものの、裏づけがありません。農業予算は減額しているし、2010年度から</p>	<p>前項と重なりますが、本ビジョンでは、国の基本計画に基づく、戸別所得補償制度や農業の6次産業化など、新たな農業政策が導入されるなど大きな転換を迎え、さらにWTO農業交渉やEPA・FTAに加え、TPP協定に関する新たな動きも見られるなど大きく変化をする本市を取り巻く情勢に対応しながら、本市の農業・農村が将来にわたり、持続的に発展する基幹産業としていくことを目指しております。</p>

	<p>モデル事業として始まるコメの戸別所得補償も水準が低く、地域性も考慮されていません。自給率向上の方針に矛盾するのは輸入自由化推進です。F T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）にたいし取り組むことを明記しています。</p>	
<p>農業・農村 施策の展開方 向</p> <p>その他 (国の計画・施 策に関するも の)</p>	<p>2 農業・農村施策について</p> <p>本市は、農業を基幹に集落営農の推進などで地域農業を再生し、農業者と消費者の共同を広げて「食の安全」をめざすべきです。国には、農家収入を保障する価格保障・所得保障と関税などの国境措置の維持・強化を働きかけます。市民のくらしと地域経済を崩壊させるT P P（環太平洋連携協定）には反対します。本市農業には米、小麦、てん菜、肉用牛の4品目に50億3千万円の影響が出ると試算されています。</p> <p>(1) 価格保障・所得補償制度を充実する。</p> <p>農業の振興にもっとも必要なのは、農業経営を安定して持続できる制度を整備・充実することです。その打開策の中心は、生産コストをカバーする農産物の価格保障制度です。</p> <p>また、価格保障制度とあわせて、それを補う適切な所得補償も必要です。</p> <p>所得補償は、農産物の生産量や販売量とはかかわりなく、一定の基準で農家の所得を直接補償（直接支払い）する仕組みであり、国土と環境の保全など農業のはたす多面的な役割の維持、中山間地域など生産コストがかさむ条件不利地での営農の保障、食の安全や環境に配慮した有機農業の育成などにとって必要な制度です。</p> <p>ア 米の需給と価格の安定をはかるために、価格保障＝「不足払い」を創設</p>	<p>本ビジョンの基本方針のひとつに、「消費者に信頼される産地づくりの推進」を掲げており、人と環境にやさしいクリーン農業などの取り組みの推進をはかることで、安全・安心な農産物を求める消費者の期待と信頼に応えることができ、生産現場と食卓、都市と農村が身近なものになり、生産者と消費者の結び付きがより強くなるものと考えます。</p> <p>農業経営の現状は、産地間競争が激化する中、米消費の減少や農産物価格の低迷、生産資材価格の高止まりなど厳しい環境にあることから、ビジョンに基づいた取組みを行うとともに、国の施策を有効に活用し農業経営の体質強化及び安定化を図ります。</p> <p>また、T P Pについては、農業ばかりではなく関連産業さらには地域経済全体にまで大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするT P Pへの参加を決してしないことなどを国に対して要請をしております。</p>

	<p>する</p> <p>農家の販売価格が平均的な生産費を下回った場合、その差額を公的に補う「不足払い制度」を実施する。</p> <p>イ 麦・大豆なども、価格保障と所得補償を組み合わせる</p> <p>麦と大豆にも価格保障として、生産費と販売価格との差額を補てんする交付金制度を復活し、充実させる。加えて、水田からの転作の定着を図るため、奨励金を所得補償として支給する。</p> <p>ウ 畜産や野菜・果樹なども支援する</p> <p>以上のア～ウの対策に必要な予算は、現在の流通量や生産費、価格などを踏まえると9000億円かかる。2008年度の農業関係予算案のうち価格・所得対策予算は5400億円であり、4000億円程度を追加すれば実施は可能である。</p>	
<p>農業・農村 施策の展開方 向</p>	<p>(2) 家族経営とともに、大規模経営をふくむ担い手を育成する</p> <p>ア 多様な家族経営を維持・発展させる</p> <p>農業をつづけたい人すべてを応援し、機械の共同利用や農作業の受委託、集落営農などの取り組みを応援する。</p> <p>イ 大規模農家や生産組織を支援する</p> <p>機械・施設の購入・更新などへの助成、低利融資、負債の利息軽減、土地改良負担の軽減措置などを実施する。</p>	<p>厳しい農業経営環境に対応し、持続可能な農業を確立して行くために、農業後継者や新規就農者をはじめとする、多様な担い手の育成、確保が重要と考えます。</p> <p>そのためには、本ビジョンの「地域農業を支える多様な担い手づくり」において、多様な担い手の育成・確保のための取組みを進めていきます。</p> <p>(ア)については、ビジョンの「1 農業経営の体質強化と安定化の推進」(1)基幹作物の振興の「省力化・低コストの推進」の中で取り組んでまいります。</p> <p>(イ)については、現在取り組んでいる、認定農業者に対する長期低利資金の借入れに関する利子の一部助成を継続して取り組むほか、ビジョンの「農業基盤整備の推進」の中で取り組んでいきます。</p>

<p>その他 (国の計画・施策に関するもの)</p>	<p>(3) 関税など国境措置を維持・強化する        国連人権委員会が2004年に採択した勧告は、各国政府に対し、食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告しています。世界貿易機関(WTO)のアンバランスと不公平に対し、緊急の対処が必要です。『食料主権』のビジョンは、「農業と貿易に関する新たなオルタナティブ・モデル(代替モデル)を検討すべきときである」と明確にのべています。この勧告には日本も賛成しました。各国の「食料主権」を尊重する立場に立って、WTO農業協定を根本から見直すべきです。</p>	<p>国の施策の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>
<p>農業・農村施策の展開方向  その他 (国の計画・施策に関するもの)</p>	<p>(4) 農業者と消費者の共同を広げて、「食の安全」をめざす        ア 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底をはかるとともに、農産物・加工品の製造年月日表示を復活する        イ 地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめる        学校給食に地場農産物を供給するなど、地域の自主的な取り組みを自治体や国が積極的に支援する。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売も、農産物の需要を拡大し地域の雇用を増やすうえで重要である。地元産の小麦や米粉を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援し、国産麦や大豆の需用拡大などに取り組む。「効率化」一辺倒で農薬や化学肥料に過度に依存した農業生産のあり方を見直し、有機農業など生態系と調和した環境保全型の農業、「地産地消」や「スローフード」への取り組み、食文化の継承・発展を支援する。</p>	<p>「ア」につきましては、国の施策の動向を注視して参りたいと考えております。</p> <p>「イ」につきましては、本ビジョンの基本方針のひとつに、「消費者に信頼される産地づくりの推進」を掲げており、人と環境にやさしいクリーン農業などの取り組みの推進をはかることで、安全・安心な農産物を求める消費者の期待と信頼に応えることができ、生産現場と食卓、都市と農村が身近なものになり、生産者と消費者の結び付きがより強くなるものと考えます。</p> <p>また、地産地消の取組みを進めることで、農業・農村への理解が深まるほか、「食」の大切さを学ぶ「食育」の広がりにつながると考えます。</p>